

5年ごと配当付認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)普通保険約款

もくじ

1. 保障の開始について

- 第1条 保障の開始
- 第2条 通知書の発行

2. 保険金等の支払いについて

- 第3条 認知症保険金の支払い
- 第4条 死亡給付金の支払い
- 第5条 保険金および給付金の請求手続き
- 第6条 保険金および給付金の支払いの場所と時期
- 第7条 積立金の支払い

3. 保険料について

- 第8条 保険料の払込み
- 第9条 保険料払込方法(経路)
- 第10条 保険金または給付金の支払事由等に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い
- 第11条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い
- 第12条 保険料の払込免除

4. 社員配当(保険契約者への配当)について

- 第13条 社員配当金の計算
- 第14条 社員配当金の支払い

5. 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱いについて

- 第15条 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱い

6. 告知義務と重大事由による解除について

- 第16条 告知義務
- 第17条 告知義務違反による解除
- 第18条 保険契約を解除できない場合
- 第19条 重大事由による解除

7. 解約・無効について

- 第20条 保険契約の解約
- 第21条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効
- 第22条 返戻金の支払い
- 第23条 被保険者の死亡による保険契約の消滅

8. 内容の変更について

- 第24条 保険料払込方法(回数)の変更
- 第25条 認知症保険金額の減額

9. 保険契約者・死亡時支払金受取人の変更などについて

- 第26条 当会社への通知による死亡時支払金受取人の変更
- 第27条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第28条 死亡時支払金受取人の死亡
- 第29条 保険契約者の変更
- 第30条 保険契約者または死亡時支払金受取人の代表者
- 第31条 保険契約者の連帯責任
- 第32条 保険契約者の住所等の変更

10. その他

- 第33条 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続
- 第34条 年齢の計算
- 第35条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い
- 第36条 時効
- 第37条 法令等の改正に伴う保険契約の内容の変更
- 第38条 法人契約特則の適用
- 第39条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則
- 第40条 保険契約の内容変更等の効力

- ◆別表1 対象となる不慮の事故
- ◆別表2 身体障害表
- ◆別表3 器質性認知症
- ◆別表4 公的介護保険制度
- ◆別表5 対象となる要介護1以上の状態
- ◆別表6 認知症保険金表

法人契約特則

はじめに

i この保険の特徴

保 険 種 類	認知症保険
内 容	所定の器質性認知症・死亡に対する保障
保険金、給付金の種類	認知症保険金、死亡給付金
保 険 期 間	終身
配 当 タ イ プ	5年ごと配当(積立配当)
ご 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中の返戻金をなくし、保険料払込期間満了後の返戻金の額を死亡給付金額までに抑制しております ● 保険料払込期間が終身の場合は返戻金および死亡給付金はありません

ii 特約を付加された場合(付加された特約はご契約締結内容通知書に記載されています。)は、特約条項も合わせてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第6条 保険金および給付金の支払いの場所と時期

第6条 備考

- ① 保険金および給付金は、第5条第①項から第②項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本社で支払います。この請求書類が当社に到達した日、当社が請求を受けた日とします(以下「請求日」といいます)。
- ② 保険金および給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認①を行ないます。この場合には、第①項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

① 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第3条(認知症保険金の支払い)または第4条(死亡給付金の支払い)に定める支払事由発生の有無
2	保険金または給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該	次のア～エの事項 ア. 第2号および第3号に定める事項 イ. 第19条(重大事由による解除)第①項第4号アからオまでに該当する事実の有無 ウ. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的に関する

5年ごと配当付認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)普通保険約款

1 保障の開始について

第1条 保障の開始

- ① 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障が開始する時（責任開始時）は、保険契約の申込みを受けた時または告知（第16条）の時のいずれか遅い時とします。
- ② 第①項の保障が開始する時の属する月の翌月1日を契約日とします。

第2条 通知書の発行

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、所定の通知書（以下「通知書」といいます。）を発行します。
- ② 通知書には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第②項に定める契約日を記載します。

2 保険金等の支払いについて

第3条 認知症保険金の支払い

- ① 当社は、次表に定めるところによって認知症保険金を支払います。

種類	支払事由 (認知症保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても認知症保険金を支払わない場合）
認知症保険金	被保険者が次のいずれにも該当したとき ア. 責任開始時 ^① 前を含めてはじめて器質性認知症と診断確定（別表3）されたとき イ. 公的介護保険制度（別表4）に基づき、要介護1以上の状態（別表5）に該当すると認定され、その認定の有効期間中であるとき	契約日からその日を含めて2年以内 ^② に支払事由に該当した場合 認知症保険金表（別表6）により計算される金額 契約日からその日を含めて2年経過後に支払事由に該当した場合 認知症保険金額	被保険者 ^⑥	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 戦争その他の変乱 ^④ 4. 被保険者の薬物依存 ^⑤

- ② 認知症保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
 1. 認知症保険金が支払われた場合には、この保険契約は、被保険者が認知症保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
 2. 当社は、認知症保険金を支払う前に死亡給付金（第4条）の請求を受け、死亡給付金が支払われるときは、認知症保険金を支払いません。

第3条 備考

- ① 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ② 責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。
- ③ 認知症保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱によって認知症保険金の支払事由に該当した場合、その事由によって認知症保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、認知症保険金額の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑤ 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含まれます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第4条 死亡給付金の支払い

- ① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います（保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。）。

種類	支払事由 (死亡給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても 死亡給付金を支払わない場合)
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したとき ^①	認知症保険金額の10% ^②	死亡時支払金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または死亡時支払金受取人の故意 2. 戦争その他の変乱 ^③

- ② 被保険者が死亡時支払金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡時支払金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
- その死亡時支払金受取人には死亡給付金を支払いません。
 - 死亡給付金額の全額から第1号の支払われない死亡給付金額を差し引いた残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。
 - 第1号の支払われない死亡給付金の部分については、その死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金^④を保険契約者に支払います。

第5条 保険金および給付金の請求手続き

- ① 保険契約者または被保険者は、認知症保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、被保険者はすみやかに当社の定める書類^①を提出して認知症保険金を請求してください。
- ② 保険契約者または死亡時支払金受取人は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、死亡時支払金受取人はすみやかに当社の定める書類^①を提出して死亡給付金を請求してください。



【当社の定める書類】

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第4条 備考

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- ② 次の(1)(2)のいずれにも該当する場合は、認知症保険金の支払事由が発生した時点での認知症保険金相当額とします。
- 認知症保険金の支払事由の発生により支払うべき認知症保険金がある場合で、認知症保険金を支払う前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるとき
 - 認知症保険金の支払事由が発生した時点での認知症保険金相当額が、認知症保険金額の10%を上回るとき
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

- ④ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第5条 備考

- ① 当社所定の認知症保険金または死亡給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、認知症保険金または死亡給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 保険金および給付金の支払いの場所と時期

- ① 保険金および給付金は、第5条第①項から第②項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下「請求日」といいます。）。
- ② 保険金および給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認^①を行いません。この場合には、第①項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第3条（認知症保険金の支払い）または第4条（死亡給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	保険金または給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次のア～エの事項 ア. 第2号および第3号に定める事項 イ. 第19条（重大事由による解除）第①項第4号アからオまでに該当する事実の有無 ウ. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までにおける事実 エ. 保険金または給付金等の受取人の保険金または給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までにおける事実

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^②を経過する日とします。

第6条 備考

^① 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

^② 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第2号から第4号に定める事項	弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

第6条 備考

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^③は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。
- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当社は、保険金または給付金を請求した者に、その旨を通知します。

^③ 当社の指定した医師による必要な診断および当社指定の検査に応じなかったときを含みます。

第7条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金を支払わない場合には、当社は、保険契約の積立金^①を保険契約者に支払います。ただし、積立金の額が死亡給付金額を超える場合には死亡給付金額を限度とします。
 - 1. 死亡時支払金受取人^②の故意
 - 2. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、積立金^①を請求してください。
- ③ 積立金^①の支払いの場所と時期については、第6条(保険金および給付金の支払いの場所と時期)第①項の規定を準用します。

第7条 備考

- ^① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ^② 死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除きます。

 「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

3 保険料について

第8条 保険料の払込み

第8条 備考

① 保険料払込の保険料期間、払込期月、および猶予期間は次表のとおりとします。

保険料払込方法(回数)	保険料期間	払込期月	猶予期間
新年掛	契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで	契約日または年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで
新半年掛	契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで	契約日または半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	
月掛	契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで	契約日または月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで

② 保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法(経路)(第9条)にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。

③ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、保険料払込方法(回数)に応じて、次のとおり取り扱います。

保険料払込方法(回数)	すでに払い込まれた保険料の取扱い
新年掛	保険契約が消滅した日または保険料の払込みを要しなくなった日後、最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの月数に対応する、当会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者 ^① に払い戻します。なお、保険料の払込みが免除された後に保険契約が消滅したときは、この取扱いはありません。
新半年掛	
月掛	払い込まれた保険料は払い戻しません。

① 被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、死亡時支払金受取人として、死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡した場合は、保険契約者として扱います。

第9条 保険料払込方法(経路)

第9条 備考

① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。ただし、選択できる保険料払込方法(経路)が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなることがあります。

保険料払込方法(経路)	
店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
送金扱い	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
口座振替扱い ^①	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
集団扱い ^①	所属団体(その事業所を含みます。以下同じ。)を通じ払い込む方法(所属団体と当会社との間に集団扱いに関する契約等が締結されている場合に限ります。)
クレジットカード払扱い ^①	当会社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

① 口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。
- ③ 口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条**保険金または給付金の支払事由等に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い**

- ① 保険金または給付金の支払事由に該当した時において、すでに到来している保険料期間（第8条第①項）^①に対応する保険料が払い込まれていない場合は、当会社は、保険金または給付金からその払い込まれていない保険料を差し引いた残額を支払います。
- ② 第①項の場合に、保険金または給付金が払い込まれていない保険料より少額の場合には、保険契約者は、その保険料を払い込んでください。その保険料が猶予期間（第8条第①項）の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は、保険金または給付金を支払いません。
- ③ 保険料の払込免除事由（第12条）に該当した時において、すでに到来している保険料期間（第8条第①項）^①に対応する保険料が払い込まれていない場合は、保険契約者は、すでに到来している保険料期間に対応する保険料を払い込んでください。その保険料が猶予期間（第8条第①項）の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は保険料の払込みを免除しません。

第10条 備考

- ① 保険料期間の初日（各月の1日）が到来しているものをいいます。

第11条**猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い**

- ① 第1回保険料がその払込期月（第8条第①項）内に払い込まなかった場合、当会社は、次の各号に定める事項を保険契約者に通知します。
1. 猶予期間（第8条第①項）の満了日までに第1回保険料の払込みを要すること
 2. 猶予期間の満了日までに第1回保険料が払い込まなければ猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること
- ② 第1回保険料が払い込まれないまま、その猶予期間（第8条第①項）が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。
- ③ 第2回以後の保険料が払い込まれないままで猶予期間（第8条第①項）が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います（以下、「失効」といい、保険契約が失効した日を「失効日」といいます。）。
- ④ 保険契約が失効した場合であっても、保険契約者が、失効取消可能期間^①中に未払込保険料^②を払い込んだときには、第③項の規定にかかわらず、失効日にさかのぼって、保険契約は失効しなかったものとします。
- ⑤ 失効取消可能期間中に、保険契約が失効していなければ保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生していた場合で、第④項の規定により失効が取り消されたときには、当会社は、保険金もしくは給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。この場合、第6条第①項に定める請求日が失効の取消日^③よりも前であったときには、失効の取消日を請求日として取り扱います。

第11条 備考

- ① 失効日からその日を含めて2カ月間とします。たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。

- ② 保険契約がそれ以後継続することのない事由（被保険者の死亡等）が失効取消可能期間中に発生した場合は、その事由が発生した日の属する月までの未払込保険料とします。

- ③ 第④項の規定により未払込保険料が払い込まれた日をいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第12条 保険料の払込免除

- ① 当社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日の保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	「払込免除事由」に該当しても保険料の払込みを免除できない場合
被保険者が、責任開始時 ^① 以後に発病した疾病 ^② または発生した傷害によって、責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したとき ^③	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為 2. 被保険者の犯罪行為 3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 ^⑤
被保険者が、責任開始時 ^① 以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表2）の第2級または第3級の障害状態に該当したとき ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑤

- ② 被保険者が、責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表2）の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
- ③ 保険料の払込免除については、第5条（保険金および給付金の請求手続き）の規定および第6条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）の規定を準用します。
- ④ 保険料の払込みが免除された後は、次の規定は適用しません。
- 第24条（保険料払込方法（回数）の変更）
 - 第25条（認知症保険金額の減額）

➡ 「対象となる不慮の事故（別表1）」「身体障害表（別表2）」
この約款の末尾に掲載しています

第12条 備考

① 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
- 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
- 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

③ 責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

④ 責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

⑤ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、保険料の払込みを免除します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

4 社員配当（保険契約者への配当）について

第13条 社員配当金の計算

当社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

第14条 社員配当金の支払い

第14条 備考

① 当社は、社員配当金を次表のとおり支払います。この場合、第3号に該当する保険契約については、第2号に該当する保険契約より下回る金額とします。

号	対象となる保険契約	支払いの方法
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日①から5年ごとの年単位の契約応当日（保険料払込期間の満了日の翌日を含みます。以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。	社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときにその元利合計額を現金で支払います。
2	契約日①から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に被保険者の死亡により消滅する保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に被保険者の死亡により消滅する保険契約は除きます。	現金で支払います。
3	契約日①から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第2号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

① 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日とします。

② 当社は、第①項に定める社員配当金とは別に、社員配当金を支払うことがあります。

③ 社員配当金は、保険契約者②に支払います。

④ 社員配当金の受取人は、当社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。

⑤ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第6条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

➡ 「当社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

➡ 「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

② 被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、死亡時支払金受取人となります。ただし、次の場合は除きます。
(1) 第7条（積立金の支払い）の規定により、積立金が支払われる場合
(2) 死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡した場合

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

5 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱いについて

第15条 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱い

被保険者が、責任開始時^①の属する日前に器質性認知症と診断確定（別表3）されていたときは、この保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第15条 備考

- ① 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

6 告知義務と重大事由による解除について

第16条 告知義務

当会社が、保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者^①または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第16条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第17条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者^①または被保険者が、故意または重大な過失によって、第16条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに保険金または給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人が、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金もしくは給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡時支払金受取人に通知します。
- ④ 死亡時支払金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうち1人に対して行なった通知はその他の死亡時支払金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第22条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第17条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第18条 保険契約を解除できない場合

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第17条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
1. 当社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者^①または被保険者が告知（第16条）をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者^①または被保険者に対し、告知（第16条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
 5. 保険契約が責任開始時^②の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
 - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合
 - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者^①または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第18条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

第19条 重大事由による解除

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。
1. 以下の保険金等を詐取^{さしう}する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致^①をした場合

保険金等	事故招致した者
この保険契約の認知症保険金	保険契約者 被保険者 認知症保険金の受取人
死亡給付金 ^②	保険契約者 死亡時支払金受取人
この保険契約の保険料払込免除	保険契約者 被保険者

第19条 備考

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為^③があった場合

保険金等	詐欺行為を行なった者
認知症保険金	認知症保険金の受取人
死亡給付金	死亡時支払金受取人
保険料払込免除	保険契約者

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員^④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
- イ. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による保険金もしくは給付金^⑤の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- ④ 死亡時支払金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡時支払金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当社は、保険契約を解除した場合に、返戻金(第22条)があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当社は、第①項第4号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金(第22条)を保険契約者に支払います。

第19条 備考

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

⑤ 第①項第4号のみに該当した場合で、第①項第4号アからオまでに該当した者が、保険金または給付金の受取人のみであり、その受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

7 解約・無効について

第20条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向けて保険契約を解約することができます。この場合、当社は、返戻金(第22条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第21条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 返戻金の支払い

- ① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。

時期	取扱い
保険料払込期間中	返戻金はありません。
保険料払込期間満了後 ^①	経過した年月数により計算します。ただし、返戻金の額は、死亡給付金額を限度とします。

- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第6条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第23条 被保険者の死亡による保険契約の消滅

- ① 被保険者が死亡したとき^①、この保険契約は消滅します。この場合、返戻金はありません。
- ② 第①項の場合、保険契約者または死亡時支払金受取人は、直ちに当会社に通知してください。

8 内容の変更について

第24条 保険料払込方法（回数）の変更

保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第25条 認知症保険金額の減額

- ① 保険契約者は、認知症保険金額を減額することができます。ただし、当会社は、減額後の認知症保険金額が当会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ② 認知症保険金額が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当会社は、返戻金（第22条）があるときにはこれを保険契約者に支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第22条 備考

- ① 保険料払込期間満了後でも未払込保険料がある場合は保険料払込期間中として取り扱います。

第23条 備考

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

- ③ 保険契約者は、認知症保険金額の減額をする場合には、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

9 保険契約者・死亡時支払金受取人の変更などについて

第26条 当会社への通知による死亡時支払金受取人の変更

- ① 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡時支払金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡時支払金受取人から給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第27条 遺言による死亡時支払金受取人の変更

- ① 第26条に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第28条 死亡時支払金受取人の死亡

- ① 死亡時支払金受取人が被保険者の死亡以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡時支払金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡時支払金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人を死亡時支払金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第29条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第30条 保険契約者または死亡時支払金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上いるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとしてします。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとしてします。
- ③ 第①項および第②項の規定は、保険金の受取人の相続人または死亡時支払金受取人もしくはその相続人が2人以上いる保険契約において、それらの者が保険金を請求する場合に準用します。

第31条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとしてします。

第32条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10 その他**第33条 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続**

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金または給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 保険金または給付金の受取人は、第②項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡時支払金受取人に支払います。

第34条 年齢の計算

- ① 契約日における被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外るときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。

第36条 時効

保険金、給付金、返戻金(第22条)、積立金^①もしくは社員配当金または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

第36条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第37条 法令等の改正に伴う保険契約の内容の変更

公的介護保険制度の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当会社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

第38条 法人契約特則の適用

保険契約者が会社、官公署等の団体(団体の代表者を含みます。)である場合には、法人契約特則を適用します。

第39条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法^①により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当会社は、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法^①により提出することを認めることがあります。

第39条 備考

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第40条 保険契約の内容変更等の効力

- ① 第29条(保険契約者の変更)の手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- ② 第①項の手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

(令和3年1月2日実施)
(令和7年1月2日改正)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落・墜落 (W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① (W20～W49)	・ 騒音への曝露 (W42) ・ 振動への曝露 (W43)
・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤えんく嚥く吸引 胃内容物の誤えんく嚥く吸引 (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥く吸引 (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えんく嚥く吸引 (W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・ 煙、火および火災への曝露 (X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・ 自然の力への曝露 (X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病など)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・ 無重力環境への長期滞在 (X52)
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・ 合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの ^④	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療器具 (Y70～Y82) によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- ^① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- ^② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- ^③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害表

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 第3級	1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
	3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
	6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
	7. 10足指を失ったもの
	8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「**脊柱の著しい奇形**」とは、**脊柱**の奇形が通常**の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上**のものをいいます。
- (2) 「**脊柱の著しい運動障害**」とは、**頸椎**における完全強直の場合、または**胸椎**以下における**前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合**をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「**手指を失ったもの**」とは、**第1指(母指)**においては**指節間関節**、その他の**手指は近位指節間関節以上**を失ったものをいいます。
- (2) 「**手指の用を全く永久に失ったもの**」とは、**手指の末節の2分の1以上を失った場合**、または**手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合**をいいます。

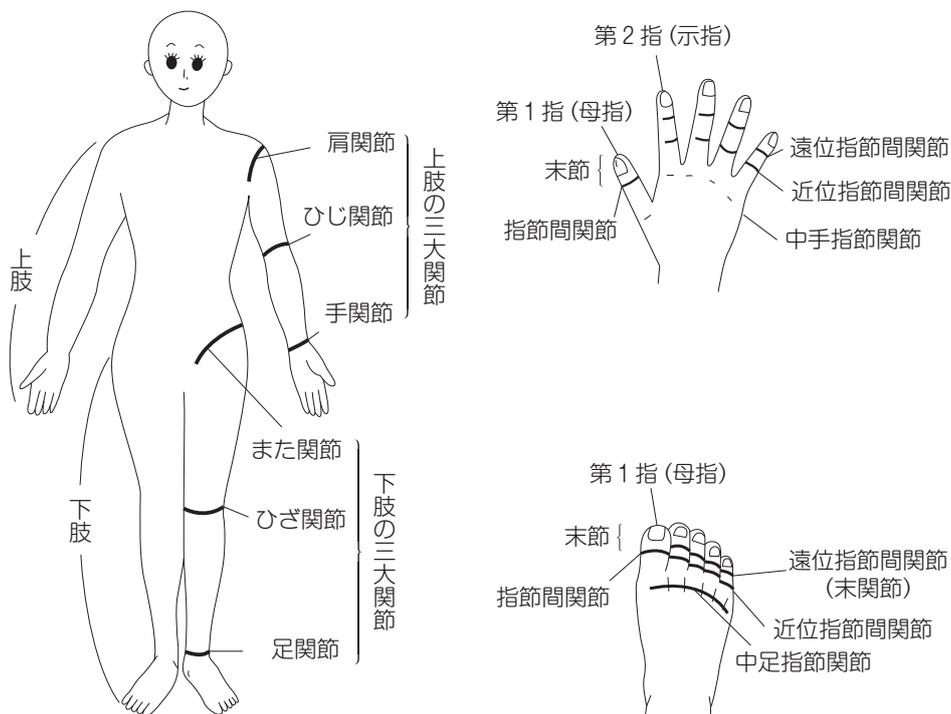
8. 足指の障害

「**足指を失ったもの**」とは、**足指全部を失ったもの**をいいます。

補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

身体部位略図



別表3 器質性認知症

1. 「器質性認知症と診断確定」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
 - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち ・神経系のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限ります）	G31.8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた、画像診断により直接証明される病変あるいは損傷、障害のことをいいます（画像診断が得られない場合には、他の所見による証明も認めることがあります。）。

別表4 公的介護保険制度

次の法律に基づく介護保険制度をいいます。
介護保険法（平成9年法律第123号）

別表5 対象となる要介護1以上の状態

対象となる要介護1以上の状態は、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（厚生省令第58号、平成11年4月30日）」第1条第1項に規定する次のいずれかの状態をいいます。

要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（要支援2に該当する状態を除く。）
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

別表6 認知症保険金表

第3条第①項第1号で定める金額は、次によって計算される金額とします。

$$(\text{認知症保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料}) \times (\text{経過年月数})$$

- (注) 1. 「一般の保険料率」とは、保険料払込方法（経路）が店頭扱いまたは送金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます（保険料払込方法（経路）にかかわらず一般の保険料率により計算します。）。
 2. 保険料払込方法（回数）が新年掛または新半年掛である場合には、保険料払込方法（回数）が月掛であったものとして計算します。
 3. 「経過年月数」とは、契約日から認知症保険金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数とします。
 4. 認知症保険金額が減額された場合は、減額後の金額により計算します。

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡時支払金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 保険金または給付金の受取人

保険契約者および死亡時支払金受取人が団体等である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは普通保険約款およびその特約条項とします。以下同じ。）の規定により被保険者に支払われる保険金または給付金は、死亡時支払金受取人に支払うこととし、これらの保険金または給付金の受取人を死亡時支払金受取人以外の者に変更することはできません。

第3条 死亡給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡時支払金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して死亡給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第4条 保険金または給付金を支払わない場合

保険金または給付金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡時支払金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人として。以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡時支払金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の保険金または給付金を支払わない場合の規定を適用します。

第5条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結の際、それぞれの申込書または請求書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。